

若越郷土研究

12の4

横井小楠の富国策について

——藩政改革の路線設定

への一展望——

三 上 一 夫

横井小楠は安政五年（一八五八年）越前藩主松平慶永の招聘に応じて藩の賓客となり、学を講じ藩政の枢機に参画するなど数々の重要な役割を演じたことは周知の通りである。

ところで彼の論策には政治経済の多岐にわたっているが、とくに幕末における開国ならびに幕藩体制の動揺・崩壊過程のなかにあつて、積極的な外国貿易を展開し富国の実をあげるのが最も緊急事であることを強調している。

拙稿では当時の急迫した国際情勢に対し小楠が如何にこれを認識し、どのような

三上 横井小楠の富国策について

外交観のもとに貿易の展開を目論んだか、またかかる貿易の輸出増進のためには国内の封建的な生産、流通の仕組みに対し如何なる改革乃至手直し——これは小楠独自の斬新な商権回収論に明確にうかがわれ、しかも越前藩では彼の門弟三岡八郎（のちの由利公正）によって実施に移され予期以上の成果をあげ得たのである——が必要とされたかについて検討を加え彼のいわゆる富国策の内容と特質を明らかにしたい。

二

まず幕末に於ける複雑な国際関係に対する小楠の情勢分析については、彼の著わした『海外の形勢を説き併せて国防を論ず』（起草年月日不詳）及び『国是三論』（萬延元年）のうちの「富国論」や「強兵論」のなかでかなり詳細に説いている。

五大州中の三大鼎立国は云うまでもなくロシア、イギリス、アメリカだとし、とくにロシアと独逸（トルコ）との間の戦争が英、仏二国の介入を招くに至ったクリミア戦争（一八五三—五六年）については、その間の事情を割と適確につかんでいる。ロシアがその戦争に失敗し地中海に志を得なかったことは、勢い極東侵略に力を注ぐこ

とになり、そのため我が北方に進出することが予想され、「魯国の日本に通じて駭勦を致し、又蝦夷の経界を論ず。其根拠知るべき也」^③として、嘉永六年（一八五三年）六月のペリーの浦賀来航につづき長崎に現われたロシア使節プチャーチンの意図するところをはっきり看破しており、「英又早く其機を知り屢々日本及蝦夷地にまで条約を求るは魯の情態を深く恐るゝ所あればなり」^④と、英、露二国はいずれ日本侵略をめぐり争うことは必至だといふ極めて警戒的な見方をしている。

橋本左内が英は「懷悍貪欲」なのに対し露が「沈鷲嚴整」だとして露と結んで英に対抗せんとする日露同盟論を唱えたの^⑤に比べると小楠の方がはるかにロシアの極東政策の実態をしっかりと認識していたといえるだろう。

一方アメリカについては、「其国是とする所萬国の戦争を息め交易の道を以て諸国の情を通じ、善に従ふの道は之を世界に取る。是等宏大の規模に至ては決して他邦の及ばざる所なり」とし、「幸に来て交和を求む。我又是等の国と深く交り我國の羽翼とせんは策を得たりと謂ふべし」と論じ、^⑦

三上 横井小楠の富国策について

英、露に比べアメリカの外交政策が平和的な友好主義に徹したものであり、日本にとりアメリカとの緊密な外交関係こそ極めて得策だとしている。^⑧

またこれらヨーロッパ諸国の国内政治について、アメリカは「一は智識を世界万国に取て治教を裨益するを以て務とし、一は全国の大統領の権柄賢に譲て子に伝へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし」ており、イギリスでは「政体一に民情に本づき、官の行ふ処は大小となく必悉民に譲り、其使とする処に随て其好まざる処を強はず、……仍之魯と戦ひ清と戦ふ兵革数年死傷無数計費幾万は皆是を民に取れども一人の怨嗟あることなし」と説くなど、橋本左内がその著『西洋事情書』でヨーロッパ先進国の政治につき国王として「一人にて吾意に任せ、恣に大事を作すこと能わず」で、専制的な独裁政治が許されぬことを強調したのと同様に、米、英両国の政治が民主的な社会の基盤に立っていることを明確に指摘しているのが注目される。

ところで当時中国に臨んでいた清帝国につき、その国内事情とイギリス、フランス

両国の中国侵略について、次のような情勢判断を試みている。^⑩

今の満清は古の所謂北狄より興り、明を滅して中国に入り邦俗をも一変せしかど、康熙（聖祖）・乾隆（高宗）の諸帝賢徳有て政治を明かにし文教を一新し克く太平を致すといへ共、開国以来百数十年道光（宣帝）咸豊（文帝）に至って昇平の久敷其弊驕傲文弱に流れ、海外諸国の往々理を窮め智を開き仁を施し義を崇び国富み兵強く諸夏の亡きが如くならざるを知らず。待つて昔日の夷狄を以てし蔑視する事禽獸に等しきにより、道光の末年鴉片の乱により大に英国の為に挫折せられ止む得ず和親の条約を立るといへ共、朝野の氣習驕情侮慢にして約を守ることを堅からず……（中略）……朝廷無人優游無断曾て懲愆の念なく、又和戦の議を決せず、唯偷安を私するのみならず猶約に背ひて英使を濫殺する暴慢の行あり。仍之英国怒らざるを得ず、今歳（万延元年（一八六〇年））四月仏国と兵を併せ大挙して其不信不義の罰を討ち、七月遂に天津の河口を破り進んで北

京に迫れる故、清王大いに恐れて韃靼に遁逃するの風聞あり。^⑪

確かに中国における伝統的な専制政治下の夷狄蔑視観や十九世紀以降の清帝国の衰退、さらには一八四〇年の「鴉片の乱」（アヘン戦争）での敗北後も真剣な覚醒を欠ぎ「懲愆の念なく」「唯偷安を私する」という態度を改めないと見做す小楠の批判は是とすべきだが、アヘン戦争及びアロー号事件（一八五六年）——これらは明らかにイギリス資本主義が戦争手段に訴えて中国市場の獲得を目指したものと見えるが——の本質や南京条約（一八四二年）天津条約（一八五八年）などの不平等条約機構の特質までどの程度理解していたかは甚だ疑問といえる。少くとも小楠の説くところでは徒らに清朝側が夷狄蔑視観や不信不義の態度を改めないのが英、仏の憤激をかったとする極めて皮相的な見方しかしていないのである。

ただ問題は中国が英、仏の要求に完全に屈服した事態に対し、次にわが国がこうしたヨーロッパ勢力の圧迫を直接受ける立場に立つと判断されたとき、左内が幕府の「只管和親平穩」を望む日和見主義を厳しく批

判し、「和親の外貌に拘らず益々戦闘必至の御覚悟」（安政四年九月六日、慶永外四公の建白書原案）を以て強力な富国強兵の実をあげることを強調したのと同じく、小楠も「支那は日本と唇齒の国なり、其覆轍目前に在て齒己に寒し、坐視傍觀の秋にあらず、於是今や天徳に則り聖教に抛り萬國の情状を察し、利用厚生大に経綸の道を開ひて政教を一新し、富国強兵偏に外国の侮を禦んと欲す」と論じ、最早や対岸の火事とは見做されないアジアの現実の緊迫した情勢下にあつて、思い切った政治改革とともに開国貿易による富国策を推進することが最も肝心だと訴えている。

三

小楠がはつきり開国論を打ち出したのは、安政元年（一八五四年）アメリカとの和親条約が締結されてからで、それ以前は基本的には攘夷鎖国論をとっていた。もちろんこれとて絶対的なものでなかったことは、その前年の嘉永六年（一八五三年）十月の『夷虜応接大意』において次の通り論じているところからも察知される。

亞墨利加（アメリカ）、魯西亞（ロシア）の使節に応接するも只此天地仁義の大道を

三上 横井小楠の富国策について

貫くの条理を得るに有り。此条理貫かざれば和すれば国躰を損ひ、戦へば破れ二ツのもの、勢真に顯然たるは更に又云に及ばざる事也。凡我國の外夷に処するの国是たるや、有道の国は通信を許し、無道の国は拒絶するの二ツ也。有道無道を分たず一切拒絶するは天地公共の実理に暗くして遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理也。

と述べ、いわゆる「大道を貫くの条理」に従い、信義ある国とはあくまで友好的な交りを許すべきだとしている。

彼の学問的立場はもともと実学派に属したのであるが、ここに於て「時に応じ勢に従つて宜しきを得るのが真の道理である。すでにアメリカに和親を結んだ以上、和を絶つて戦に引き返すことはできないから、和は和にして置き内は列藩諸侯を一致させ、外は対応の人物を選び、自然の理を以てヨーロッパ人を服せしむべきである」との見解の下に、開国論者として旗幟を愈々鮮明にしていた。

しかもついには徹底した開国貿易論を展開するに至り、『富国論』のなかでは開国以前の鎖国体制下の弊害について厳しい批

判を試みているが、その大要は次の通りである。

日本國中各藩とも財政窮乏をかこつてゐるに拘らず金銀を増すことができず、又國中の人口は増加していくのに土地は昔のまゝで変らず、驕傲な風潮や金銀不足による物価騰貴とともに四民は困窮せざるを得ない。しかし農工商の三民は生産乃至商業活動によって生活するので、「物価に随ふて力役の価を増す」という利点があるが、唯士と称するものは大名をはじめ収入に限りがありしかも支出超過とあつては全くどうにもならないところだ。鎖国封建経済の下では諸大名がそれぞれ一國一郡を閉鎖して己に利あれば他に害あるを顧みず「利政聚斂」をほしひまゝにするのであるが、それでも国用の不足を補いにくい場合には諸士の俸禄を借り豪農豪商を絞る細民の膏血を吸うても現実の窮乏を救わねばならないが、それはまた農民、商人の過重な税負担から、勢い物品の価格の引上となつて現われ、結局その弊が消費者層の武士に及ぶという工合に連鎖反動的な悪循環を惹き起すことになる。

三上 横井小楠の富国策について

そこで上下ともに榮辱礼節の差別も乱れて、民心離叛じ一揆が統発することになると、遂には騒乱も起りかねぬという全く收拾すべからざる事態に至るは必定である。このさい大節儉を行う^⑭として、一衣食住をはじめ不益を省き有用を足す事なれ共、不益を省ひて猶足らざれば遂に有益を省くにいたる^⑮ことになり、抜本的な救済策とはいえない。……(中略)……

最近の国際情勢として航海の自由を得て萬国が比隣の如く交易するなかで、日本が独り鎖国の法を固守するならば、外寇の害を免れることができず、そのさい国内統治ですら困窮するような国力を以て「兵備を厳にし或は離叛或は扞戾の士民を驅て防禦の策を建、攘夷の功を奏せん」ことは甚だ覚束ない話である。

以上のような国内外の諸情勢からみて鎖国の極めて得策でないことを強調しているが、幕末における幕藩体制の経済社会構造内部での大きな矛盾の露呈はさることながら、鎖国により商品流通の外への展開を阻止し、一定の枠のなかでそれを循環させ、その循環のかなめを幕府がおさえるという

独占体制の行き詰りは最早やおおい難い事実となつて現われている。しかも小楠も指摘した「一揆を起し窮を訟へ上に迫るに至るも亦少なからず^⑯」という深刻な社会不安の情勢下で、百姓一揆を中心とした反封建斗争の激化は封建地代搾取の基本的な封建社会構造を崩壊せしめつつあり、幕府、諸藩ともにその経済的窮迫は愈々決定的となったのである。

小楠の見解としても、封建鎖国経済はすべて国内だけの遣り繰り経済に過ぎないとし、たとえ「一斗なれ、一升なれ、升を以て斗りたるごとく、何事も其升内にて弁せざる事を得ず。仍之其善き者は己を信じて用を足す。譬へば糸を典して「入質して」米を買ふが如く寒を忍ばざる事を得ず、其善からざる者は下を虐て己が用とすれば股を切て口に充つ、腹に満て身弊るといへるが如し」で、このようなび縫的な遣り繰り経済では、ますます生産は萎縮し貧窮化せざるを得ず、このさい「方今交易の道開けたれば、外国を目的として信を守り義を固して通商の利を興し財用を通せば、君仁政を施す事を得て、臣、民賊たる事を免かるべし」と考え、しかも「交易の途勝

手に交易し、又物を以て物に易るに利あり」で、積極的な開国貿易が富国策の根本であると説いている。

外国貿易によって国富を増進することを基本的課題として述べた著名なものに、すでに寛政年間著わした本多利明の「西域物語」や「経世秘策」があり、また社会改造論者で有名な佐藤信淵も「凡國家の大利を興す者は通商交易するより大なるは無し、(中略) 自国のみを保有して他国に出て交易せざる国は部内有り来りの産物の外は富を益すべき術なきを以て、人民の繁息するに從て国内次第に衰耗し……」と貿易の利と封建鎖国経済の弊害を指摘しており、越前藩でも橋本左内の如きは、「外国と取引相始候事誠に國家に於て大なる御利益これ有るべく存じ奉り候」(安政三・四年頃外国貿易説)といひ、農工生産の拡充による積極的な外国貿易の展開を主張している。

ところでこれら貿易に関する従来の諸説がとかく無条件ないし観念的にその利を論ずる向があつたのに対し、小楠の場合は極めて現実に、国内における生産、流通機構など種々の前提条件を、主として『富国

論』のなかで具体的に取り上げているのが注目されるところで、次にその内容につき若干考察したい。

四

まず貿易の仕法に対する小楠の基本的な態度であるが、「和好の国々へ伝習生を遣はすこと尤佳、又商館を建べし」といい、左内が「高賈などワシントンまで派遣し、彼地に商館をたて、貿易を開くのがよく、こうすれば、「彼我之条約双方之都合適宜之処にて出来いたし久遠堅守之規範」となることは確実で、さらに広東にも貿易場を構え、ロシア、イギリス、オランダにも人を遣わすがよい」(安政四年十二月二十七日 松平慶永答申書〔左内原案作成〕)と説いたように、積極的な貿易の必要と、貿易の相手国に商館を建て国内には商社を設置して内外を連絡することの必要性を唱えている。

しかも開国後期待したほど貿易の成果があらなかったことについて、かれが藩主松平慶永に呈した建白書(慶応三年十一月)のなかで、「我より外国に乗り出さざるの大弊にて今日是を改めんと欲す」と述べ、「西洋に於ては魯、英、仏、墨、蘭の五

国、漢土にては天津、上海、広東の三港に日本商館を設け建つ可し、さて内地に於て商社を建て、兵庫港なれば五畿内、四国、南海道の大名は申すに及ばず、商人、百姓たり共望に因ては其社に入れ、同心一致いたし相共に船を仕立乗り出し交易すべし。(中略)唯妄に出入を禁じ必ず其港の鎮台の印鑑を受け、行く先き日本商館に達すべし。帰帆も又同様なり」(『新政に付て春嶽に建言』横井小楠遺稿九五頁)とし、かかる出貿易によつてこそ、商法に熟し其利を得ることは明かで、また自然に外国貿易業者の「奸を制し公平の交易に帰せしむる」方途であると強調している。

次に通商貿易の活発な推進とその実効をあげるためには、国内の生産流通の機構を整備拡充することが先決だとし、小楠は官による商権回収と商品生産者に対する資金融通の二点をとくに指摘している。

すなわち『五穀租税の外、糸、麻、楮、漆の類を初、惣て民間に生産する処、旧来悉く商賈の手に売渡す。故に其価尤賤く、就中姦商に逢へば、種々の欺詐を受けて其半価を得て止む者も亦多し』よつて『是を官府に収むべし。其価は民に益ありて官に損

なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ、民自ら其恵を蒙るべし。但、横浜長崎等より物品月々の相場を聞調べ、民間にて売る処の相場に引当、諸港への運賃其余の雑費を加へ、官符に損なくば、民の乞ふに任せて精々高価に買べし。』と論じ、特權乃至高利貸商人が高度の利潤を獲得することにより、生産者が不当に圧迫されるのを排除するためにも、官による商権回収がぜひ必要で、しかも資金難にあえぐ生産者には官金を融通し、或は生産の方法を指導し、或は生産に役立つ器械については予め官府に於て十分実験して然る後これを民に施すという慎重さが大切であり、また「遊手徒食の類皆その好む処に随ふて各職業に就しむる」べきで、官としてはできるだけの民生安定に努力すべきだとしている。

要するに官はあくまで利を計らず、損なきを限度として「民の乞うに任せて精々高価に買べし」と生産者の利益増進を眼目とした斬新な殖産興業への展望を試みている。とにかく従来の商権回収論が、主に幕藩体制動揺期の諸藩の専売制度において具体化され、自然的な小産物の生産の發展を藩権力が掌

握して、窮迫した藩財政の再建強化をねらうもので、この場合はあくまで官府に利を収めることが大きな目標となるのであるが、小楠の所説は前述の通りかなりの相違をみせている。

かれの稿本『時務策』(天保十四年)のなかで、「貨殖の政を止むる事」と題し、「国家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く、一たび国を憂ひ民を憐むの心起るときは第一に貨殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり」と云い、その具体的事例として彼の出身の肥後藩における蠟専売を挙げ、大要次のような厳しい警告を行っている。

宝暦二年(一七九二年)から榎方を設けて勘定所の集銀八百貫目を引渡し貨殖の政を行ったので、その後の役人は「貨殖の扱を国政の第一義に心得、其筋の利を様々に付け平準方、蠟メ所の貨殖局を次第に起し、専利を扱ふ仕方を行ひ、(中略)刀筆の小役人共其風筋を仰ぎ毫毛の利も餘さぬ様に手を付ける」という徹底した収奪を行った。そのため以後一國を挙げて聚斂の利政に苦しみ、御家中は大抵無手取になり、町、在は利息の取立に

苦しみ、或は家蔵を封印し、または田地を失い、誠に苛政は虎よりも猛しという古人の言は今日の有様となつて、仁人、君子がこれを見るとすれば心肝を消すような憂うべき情勢だといふ。

このような藩専売の仕法では、ますます商品生産の自主的發展を抑圧し富国の実があがらなればかりか、かえつて藩財政を貧窮化させ結局農工商はもろん士分の階層を含めて藩全体が窮迫することになつたとする小楠の批判はたしかに至論だといえる。

ところで小楠は『富国論』のなかで官による商権回収の具体策として、越前藩の場合を次の通り説いている。

国中の生産高は凡そ幾十万金の巨額に上るだろうから、悉く官府で買うことはできないので、例えば福井、三国港などに大問屋を設け豪農、富商の正直なものを選んで元締となし、諸産物を官府が取扱う場合と同様に購入させる。

また諸物品を作り出し或は増産しようとする目論んでも資金不足のため意の如くならない者に対しては、官はまたこれらに錢穀を貸して生産がうまくいくようにし、

生産物は官が買入れてその債務を返済させしかも利息をとらなければ、民間の高利貸資本に依存した場合と異なり民は大に便を得て相当な利潤が入手できるはずである。つまり、「惣て官府の貸出しは元金を損ぜざる迄にて利を見る事なかるべし。官府の利は外国より取るべし」とし、しかも単に農工商の庶民階級ばかりでなく、士もまた次男以下その才力に依つて適在適所に之を配置し、例えば航海に志ある輩は海浜に居らしめて航海の具を与え、養蚕を願うものには桑田に居らしめて蚕室を与えるといった施策を講ずれば、士分の階層をも富ますことができる。²⁰⁾

このように彼の商権回収論では、生産流通機構のなかに特権乃至高利貸商人の介入を斥けて、できるだけ商品生産の自主的な發展を助長させ、無利子による資金融通をはかるなど生産者の利益を極力容認し、「民富」の成果の上に貿易促進、藩財政の強化など一連の富国策を実現しようというのである。

そこでこのような民富をはかる具体策を進めるために、財用を如何にすべきかとい

うと、まず紙幣によって金融をはかり生産物を海外に輸出することによって正金を得ることが肝心だとしている。

小楠は一例をあげて、一萬金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充てその繭糸を官に収め、これを開港の地に輸出して洋商に売るならば、およそ一萬千金の正金を得ることができるといふ。つまり楮札が数月を経ずして正金となって回収され、しかも千金の利があると云うわけで、さらに官府はこの利を私することなしに「公に衆に示し、悉く是を散じて救恤し、その他出て反らざるの所用に給す。仍之利を得る事張ければ所用益足るべし」で、単に繭糸のみならず民間の諸生産にこの法を用い、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずれば、民間の生産も大いに増進し、官府も年を逐うて正金を富すことができると主張している。

事実越前藩に於て、この小楠の富国政策の理論を実行に移したのは由利公正であるが、公正の「当藩内物産を拡張すべし」とは、民を富ますの術で、民富めば国富むの理である」との基本的な考え方は全く小楠の教えによるもので、官による商権回収方

式は物産總會所の設立（安政六年十月）とすることで具体化された。② 同会所の運営は物産に關係あり信用ある主な問屋を元締とし、藩からはたゞ吟味役を出してその会計を監督するだけにとどめ、その元締の下に「町在にて可然し人物を撰びて五十人斗を付て領内を打廻り、職業の品を買ひ」集荷に当らせたのである。

總會所の取扱い品目は、生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻・ワラ工品などで、これら生産者に対する産業資金通策〓〓五万兩の切手発行〓〓を基軸とする殖産興業が予期以上の成果を生み、早くも初年で北海道の松前地方に販売したワラ工品だけでも二十万余兩、また長崎のオランダ商館に販売した生糸が二十五万兩（約百万兩）に上り、その翌年には四十五万兩に増え、これに醬油を加えると六十余万兩になったという。

こうして文久元年（一八六一）には總會所を通じて各地に輸出した物産の総額は三百萬兩に達し、藩札は漸次正貨に變じて藩の金庫には常に五十萬兩内外の正貨を貯蔵すると云う有様で、当時ようやく成長しつつある農村における自営農民層、小商品

生産者、在郷商人などによる家内工業の生産力をとみに高めるとともに、藩財政自体も見違えるほど立ち直ったのである。③

要は總會所による産業資金の貸付が、農民的商品生産の展開に有力な刺激剤となり、「努力によって物産をつくり正金に転化させる」という仕法が由利公正により功を奏したことに外ならず、物産の製造が活況を呈したことは、小楠が文久元年（一八六一）正月福井から熊本の人荻角兵衛、元田伝之丞あての書簡で、「此問屋（物産總會所）出来に因て市・在一統甚敷はづみ立、年の明暮杯は莫大にもち懸候て勢甚よろしく御座候」と伝えていことからもはつきりうかがわれる。

五

このような小楠の富国政策の理論およびそれに根拠を置いた公正の殖産興業策の内容からみて、とくに越前藩の場合、当時農民的商品生産のうち目立って成長してきた生糸、麻、蚊帳地、絹織物などの生産に於て、一部問屋制家内工業ないしマニユファクチュアへのたくましい発展までみられる社会経済情勢のなかで、むしろかかる生産者のエネルギーをできるだけ發揮させるた

め、主として産業資金の融通に力点を置き、それ以外にはあえて干渉しないという、新しい仕法をとったものと考えられる。

この点、幕藩体制の動揺・崩壊期に当り、幕府をはじめ諸藩が行った専売制が、農民の商品生産の発展を封建権力が掌握し、その全面的収奪をはかり、結局自国の生産者を破滅にみちびき、かえって藩財政を窮乏させる皮肉な結果をまねいたのに比べ、と、はるかに革新的でかつ時宜に適した経済政策と云わねばならない。

しかしながら藩権力の立場からすれば、かかる総会所設置の第一のねらいが、藩政改革の一環として貧窮をかこつ藩財政の建て直しにある以上、生産者より集荷する物産の販売を独占してできるだけ商業利潤を確保したいところで、そのためには勢い實際の集荷売捌きに当る大商人(問屋層)の力に依存せざるを得ず、藩権力と豪商との緊密な結合関係は避けられないわけである。とくに総会所による物産の強制買上げは、生産者の側ではとかく全国の商品経済から遮断されるため、かれらの利益が脅かされるおそれが多分にあるわけで、必ずしも全面的に喜んで迎えられたとは云えず

い。

その一つの著しい事例として五ヶ村の製紙業があげられる。つまり五ヶ村の奉書紙は、物産総会所の扱う物産の一つとして会所機構のなかに編入されたが、会所による輸出の一元統制は生産者の渡屋や仲買人に対する芳しからざる影響が意外に大きかったとみえ、元治元年(一八六四年)には渡屋、年行司など寄合、渡立休業を願っている。これは明らかに生産者の従来の利益をおびやかすものであり、休業を餘儀なくされたとみるべきであろう。

また小楠が説く生産者に対する官金の融通についても、「惣て官府の貸出しは元金を損ぜざる迄にて利を見ることなるべし」としているが、現実の問題として無利息の貸付は実施困難な理想論であり、事実越前藩では、かなりの利息(月八朱)を付けており、それが藩庫の貯蓄に少なからざる役割を果たしたことも見逃せないし、また融通資金にしても藩財政の実情として切手五万両の発行が精一杯であって、他は勢い大商人の民間資金を仰がざるを得なかったわけである。

六

要するに小楠の富国政策の根柢となる商權・回収論においては、確かに「民を富すの術」が強調され、「民富めば国富むの理」とする所説も、本質的には領内重商主義を基調とする経済政策の類型にほかならない。

つまり十八世紀末葉から十九世紀初頭にかけて実施された諸藩の専売制が、藩財政のためにもかえって大きな弊害をもたらした事実にかんがみて、この種制度機構を改良主義的に修正したものとするべきである。従って依然として藩政改革の最も重要な課題である藩財政の建て直しを第一の眼目としており、藩権力が諸物産の生産、流通過程に介入すること——もちろん農民的商品生産の全面的収奪をめざす旧来の専売制と異なることは前述したところで明らかだが——により殖産興業を主軸とする富国政策の実をあげようとするものと云わざるを得ない。

小楠が、幕末におけるヨーロッパ列強の外圧に対する危機意識から、積極的な開国貿易論を展開し、その具体策として生産者への資金融通による物産振興——殖産興業を提唱したことが、現実に越前藩において

実施に移されその上から藩政改革に予期以上の成果を収めたことは、何としても高く評価されるべきであろう。

越前藩が幕末においていわゆる雄藩の一つとして大きな発言力を以て幕政改革にまで少なからざる影響を与えたのも、つまりは強固な藩財政の安定の上に立ってこそはじめて可能なわけで、横井小楠の富国策が越前藩に及ぼした影響、就中藩政改革の路線設定に極めて重要な役割を果たしたことは改めて注目したいところである。

註

- ① 国是三論(萬延元年)(「山崎正董編」横井小楠遺稿)(昭和十七年)所収)および「山崎正董」横井小楠「下巻遺稿篇」(昭和十三年)所収)において、施政の大綱として富国・強兵・土道を藩の国是とするよう中根雪江にその趣旨を記述させたのであるが、とくに富国論では貿易、経済政策に関する小楠の主張がうかがわれる。
- ② 拙稿「由利公正の富国策について」——藩政改革の財政面を中心に——(「若越郷土研究」十二の二 昭四二・三)「福井県郷土誌懇談会編」所収)において、由

三上 横井小楠の富国策について

- 利公正の物産総会所を中核とする殖産興業の具体策について検討した。
- ③ 「強兵論」(国是三論の一篇) 四四頁
- ④ 「海外の形勢を説き併せて国防を論ず」(起草年月日不詳)「横井小楠遺稿」所収) 六三頁
- ⑤ 「強兵論」(前掲書) 四四頁
- ⑥ 拙稿「橋本左内の外交観についての一考察」(「若越郷土研究」十一の五 昭四一・九)「福井県郷土誌懇談会編」所収)において、左内の日露同盟論について私見を述べた。
- ⑦ また拙稿「橋本左内の外交観について——日露同盟論を中心に——」(社会文化史学三号(一九六七)「社会文化史学会編」所収)においても小楠のロシア観が左内に比べるかに正こくを得たものであることを考察した。
- ⑧ 「海外の形勢を説き併せて国防を論ず」(前掲書) 六三頁
- ⑨ 橋本左内も小楠と同じくアメリカとの友好的な通商条約の締結により、最も警戒すべきイギリスの進出に対処せんとする外交観に立つものと判断される。(安政四年九月十二日 村田氏寿あて左内書翰)
- ⑩ 「富国論」(前掲書) 四〇頁
- ⑪ 「富国論」(前掲書) 四〇一四頁
- ⑫ 幕末における百姓一揆は、天保年間に江戸時代で最高の件数を示し、越前でも十
- 京に進んだため八月皇帝文宗は熱河に避難しており、小楠が中国の国内事情まで正確な情報を掴んでいたことは、注目し値する。
- ⑬ 「富国論」(前掲書) 四一頁
- ⑭ 小楠は天保十一年帰藩後家塾をひらき、藩学派に対する実学派を振興している。小楠の「節儉論」については、天保十四年に起草せる「時務策」において説いている。
- ⑮ 「富国論」では鎖国の害とともに交易の害についても次の通り五点指摘している。
- (一)我より出す処は我が有用の物にして彼から入る処は我が無用の物なり。有用を以て無用に易ふ。
- (二)彼に出す処多ければ我に有処不足して我用を欠く。
- (三)其物減し其用不足する故其価大に量に至る。
- (四)其利を得る者は数輩の商賈にして其害は全国に被る。
- (五)縦令物品を金銀に換るとも金銀も従来事を欠ぐにあらざれば此上の事は不用にして有用の物を減するに替る事なし。

三上 横井小楠の富国策について

- 三件（藩政期全体の六一件の二一%を占める）に上り、反封建斗争の最大の昂揚をみせることになる。なお開国後には全国的な広汎な世直し一揆が展開するにも拘らず、越前藩領ではいまのところ一揆らしいものを確認し得ず、安政期の藩政改革との関連が考えられて興味おかい。
- ① 拙稿「明和の越前大一揆について」——反封建斗争の解明を中心に——（『若越郷土研究』十二の一、昭四二・一所収）で、百姓一揆の反封建斗争としての質的転換が、若越の場合とくに明和期から明確に表出することを論述した。
- ② 幕末の著名な経済学者佐藤信淵の商業官営論にしても労働と資本の関連が閉却されており、また神田孝平の「農商辨」で主張する商業立国論でも、貿易の主体となる商品生産についての具体策に十分な考慮が払われていないようである。
- ③ 「時務策」（天保十四年）では「貨殖の政を止むる事」のほか「節儉の政を行ふべき事」「町方制度を付る事」が論ぜられてゐる。（六五―七九頁）
- ④ 農工商庶民ばかりでなく士もまた富ますことが急務なりとしているが、これは家中手工業の奨励、さらには明治政府下の士族授産の施策にも関連するところがあつて興味深いものがある。
- ⑤ 当時の越前藩が年々二万両の不足をかこつた財政の窮迫からみて、生産者への融通資金を得るのには極めて困難だが、このさい藩権力の信用に基いて切手を発行し国債として生産者に貸付ける仕法を用い、その理論的根拠を次の通り説いている。
- ⑥ 「力役者二十万人と見積り、一人一分の資本を貸つける。但し実際は一時に一分を渡さず工業により多少長短の差があつても運転自在即ち總會所の時宜に任せるので、例えば一人の女が五十文の綿を買ひ糸を引けば凡そ六十五文となる。無用の葉も繩に纏へば十文の値があるという様に総て人民の随意に任せ二十万人で一日十文宛稼げば一日二千貫文即ち三百三十両の富を為す。三十日にして九千九百両、一カ月殆ど一万両の富を得られる。されば五万の国債を起しても決して憂ふるに是らぬ。」（三岡丈夫「由利公正伝」六五頁、由利正通「子爵由利公正伝」七八頁）
- ⑦ 物産總會所の運営の具体内容につき、拙稿「由利公正の富国策について」——藩政改革の財政面を中心に——（前掲書）のなかで検討を加えた。
- ⑧ 小楠が文久元年正月四日福井から熊本の人荻角兵衛、元田伝之丞へあてた書簡（横井小楠遺稿 三四八―三四九頁）
- ⑨ 販売した正貨は一時札所の長持に預けて置いたが、その重さのため倉庫の床が落ちた（「実業談話」子爵由利公正伝、附録 所収、一一四頁）とまで云われ、藩財政がとみに立ち直つたことは事実であらう。
- ⑩ 例えば麻織業については、その主産地粟田部において安政三年（一八五八年）本場の近江蚊帳の技法を窃かにとり入れてそれを習得し、さらに近江より職工をまねくなどして製造家三十余戸、機数五百基に達するという発展ぶりを示している。また府中にあつても近江八幡地方から染工を求めて技術改良の実をあげたため萬延年間になると、本場の近江蚊帳を凌駕し越前蚊帳の名声を博したといわれる。（『福井県史』二 四六〇―四六一頁）
- ⑪ 奈良本辰也「雄藩の台頭」（岩波講座 日本歴史 近世 五、二八〇頁）
- ⑫ 「岡本村史」（小葉田 淳編著、本篇）四〇八頁
- ⑬ 「由利公正伝」（前掲書） 八五頁
- ⑭ 信夫清三郎「マニファクチュア論」（昭二四、河出書房）において、小楠の「献策」を公正が「実践」に移したことを指摘している。（一五八頁）